

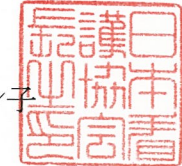
平成30年4月18日

厚生労働省

人材開発統括官 安藤 よし子 殿

公益社団法人 日本看護協会

会 長 福井 トシ子



専門実践教育訓練給付金制度に関する要望書

社会人経験者の看護職養成機関への入学が増加しており、看護師学校養成所(3年課程)においては、入学者の約2割が20歳以上となっております。しかし、都道府県ごとに専門実践教育訓練給付金制度における指定講座となっている看護師学校養成所の割合は大きく異なり、地域によっては対象者が本制度を活用できない状況があります。

また、看護師に求められる役割を発揮するためには、看護実践能力の獲得が不可欠であります。現行の3年間の教育年限では教育時間が不足している現状があります。そのため、修業年限を4年に延長して教育を行っている養成所もありますが、本制度の指定は訓練期間が「1年から3年以内」の講座であるため、指定講座となりえません。社会人の主体的で中長期的なキャリア形成には、質の高い看護師教育を受けることは有用であり、教育年限4年の看護師養成所についても本制度の対象とすることが望まれます。

つきましては、専門実践教育訓練給付金制度が、さらに活用されますよう、以下の項目について要望します。

要 望 事 項

専門実践教育訓練給付金制度の活用推進

- 1) 看護師養成所への専門実践教育訓練給付金制度についての周知を強化されたい。
- 2) 4年の看護師養成所を専門実践教育訓練給付金の対象講座として認められたい。

1) 看護師養成所への専門実践教育訓練給付金についての周知の強化

- 近年、社会人経験者の看護職養成機関への入学が増加しており、平成28年に看護師学校養成所へ入学した20歳以上の者は6,970人にのぼる。
- しかし、全国の看護師養成所(3年課程)のうち専門実践教育訓練給付金の対象講座に指定されている養成所は30.3%である。
- また、各県の看護師養成所(3年課程)に占める専門実践教育訓練給付金指定講座の割合には0~100%と大きな差があり、指定講座が1つもない都道府県は8県に上る。
- そのため、看護師養成所への専門実践教育訓練給付金についての周知を強化することで、制度の活用を促し、社会人経験者が看護師養成所に進学しやすい環境を整えることが必要である。

2) 4年の看護師養成所を専門実践教育訓練給付金対象講座として認定

- 高齢化の進展や医療の高度化・複雑化により、看護師に求められる資質が高まっていることを受け、看護師教育を4年間で行う養成所が増加している。
- しかし、現在の専門実践教育訓練給付金の対象講座は、訓練期間が「1年から3年以内」の講座となっており、看護師養成所が修業年限を4年に延長した場合には指定が外れてしまう。
- 「社会人の主体的で中長期的なキャリア形成を支援」という本給付金の趣旨を鑑みれば、今後の社会において看護師が求められる能力を視野に入れ、教育を行っている4年の看護師養成所は指定講座とされるべきである。

県内の看護師養成所(3年課程)に占める 指定講座の割合	都道府県数
0%	8
1~25%	13
26~50%	21
51~75%	2
76~99%	0
100%	3

出典:「専門実践教育訓練指定講座一覧(平成27年4月~平成29年10月指定)」(厚生労働省)
「医療関係職種養成施設」(厚生労働省、平成30年1月閲覧、<https://youseijo.mhlw.go.jp/>)